

[事案 14-11] 死亡保険金請求

- ・平成 14 年 12 月 6 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 4 月 25 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

保険金受取人として死亡保険金の支払を求める。

百歩譲って保険金が支払われないとするなら復活後の支払保険料は不当利得になるのではないか。

< 保険会社側の主張 >

病气入院中の復活請求であり、保険約款の「契約者または被保険者の詐欺によって契約を復活したとき契約は無効とし、払い込んだ保険料は払戻さない。」に該当し、死亡保険金は不払い、また、不当利得にもあたらない。

< 裁定の概要 >

保険料滞納により保険契約が失効したことに当事者の争いはなく、契約者兼被保険者の子息が有権代理として復活手続を行ったものとして裁定審査会は審理した。申立人の申立てには、請求の根拠を裏付ける具体的な事実の主張がなく、裁定審査会は申立人に対し書面による主張および立証を再三にわたり提出するよう求めたが、申立人はこの求めに対し何らの回答もしなかった。また、裁定審査会は申立人に対し保険会社の答弁書への反論を文書にて提出するよう求めたが、申立人からは何らの回答もなかった。よって、申立人の申立には理由が無いものと認めざるを得ず、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。(その後も申立人からの連絡はない。)